## 株式移転に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号 並びに会社法施行規則第210条に基づく開示事項)

2025年10月1日

株式会社ブルーゾーンホールディングス

株式会社ヤオコー

## 株式移転に係る事後開示書面

埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1 株式会社ブルーゾーンホールディングス 代表取締役社長 川野 澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1 株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野 澄人

株式会社ヤオコー(以下「ヤオコー」といいます。)は、2025年6月24日開催の第68回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年10月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社ブルーゾーンホールディングス(以下「ブルーゾーンホールディングス」といいます。)を設立する株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を行いました。

本株式移転に関する会社法第 811 条第1項第2号及び第 815 条第3項第3号並びに会社法施行規則第 210条に定める開示事項は下記のとおりです。

- 株式移転が効力を生じた日 2025 年 10 月 1 日
- 2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過 会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。
- 3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

ヤオコーは、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2025年6月25日付で、ヤオコーの株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社であるブルーゾーンホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第806条第1項の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第808条及び第810条の規定による手続については、該当事項 はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数 ヤオコー 普通株式 41,894,177 株

- 5. その他株式移転に関する重要な事項
  - (1) ブルーゾーンホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直 前時におけるヤオコーの株主に対し、その保有するヤオコーの普通株式1株につきブルーゾー ンホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
  - (2) ブルーゾーンホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。

① 資本金の額 : 9,846,755,216 百万円

② 資本準備金の額 : 2,461,688,804 百万円

③ 利益準備金の額 :0円

(3) ブルーゾーンホールディングスの普通株式は、2025 年 10 月 1 日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。なお、ヤオコーの普通株式は、2025 年 9 月 29 日をもって、東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。

以上